

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	犯罪行為等による療養給付の制限
根拠法令等及び条項	国民健康保険法第60条
	根拠条項
	国民健康保険法第60条
	参考事項
	設定等年月日
	平成 年 月 日設定
	平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋</p> <p>第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。</p>